

入 札 説 明 書

令和 7 年度大峠トンネル防災設備 点検業務委託の入札

入札説明書類一式 1. 入札説明書 2. 入札仕様書 3. 参加表明書記載例 4. 実施体制届記載例 5. 入札書記載例 6. 見積積算内訳書記載例 7. 委任状記載例 8. 見積書記載例 9. 見積内訳書 10. 入札辞退届記載例 11. 再度入札辞退届記載例 12. 入札書封緘例	添付様式一式 1. 参加表明書（様式1） 2. 実施体制届（様式2） 3. 入札書（様式A-1） 4. 見積積算内訳書（様式A-2） 5. 委任状（様式B） 6. 見積書（様式C-1） 7. 見積内訳書（様式C-2） 8. 入札辞退届（様式D） 9. 再度入札辞退届（様式E）
---	---

令和 7 年 9 月

桜井市土木課管理係

桜井市が調達する物件に係る一般競争入札最低価格落札方式については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記の 第 14 その他(4) に掲げる者の説明を求めることができます。

第1 契約について

本入札説明書に係る入札は桜井市が執り行い、令和 7 年度大峠トンネル防災設備点検業務に係る経費は桜井市と落札者の間で委託契約を締結します。

第2 一般競争入札に付する業務の内容

(1) 入札業務

(入札業務件名) 令和 7 年度大峠トンネル防災設備点検業務委託

次に掲げる①から③までを主な業務内容とします。

- ① 機器の点検、測定、清掃及び連動試験の作業
- ② 機器の異常、損傷の点検、機能の良否判定
- ③ 点検表、点検写真の作成

詳細は「令和 7 年度大峠トンネル防災設備点検業務委託仕様書」（以下、「仕様書」と言う）に記載のとおりです。

(2) 事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

第3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)～(10)までのいずれにも該当する事業者が、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県知事又は桜井市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 国税又は桜井市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 条）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号

- に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 奈良県内に本店、もしくは支店がある事業者であること。
- (8) 次の①～②に掲げる書類を令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時（必着、郵送可）の第 3（8）③に示す提出場所に提出した者。

① 参加表明書（様式1）

提出時に連絡が取れるメールアドレスの記載がある書類（名刺等）の提出もお願いします。（仕様等に関する質問が出た場合、回答を送信させていただきます。）

② 実施体制届（様式2）

契約者本業務を計画し指揮する管理者等との関係が分かる体制図を提出してください。

③ 受領及び提出場所

〒633-8585

桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 本庁舎 2 階 土木課 管理係

電話：0744-42-9111（内線 3121, 3122）

第4 入札方法

- (1) 入札は、直接人件費、直接経費、その他原価、業務原価の当該金額を合算して算出してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (3) 入札者は、所定の入札書（様式 A-1）を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式 B）を入札と同時に提出してください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 再度入札（2 回目）においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2 回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがあります。

第5 入開札の場所等

- (1) 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

- (2) 入札の日時及び場所

令和7年10月22日（水）午前10時

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の1 本庁舎3階 入札室

第6 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 入札保証金

免除します。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

第7 入札の辞退について

当該入札を、上記第3(8)①～②の書類を提出後に辞退する場合は、下記の要領で必ず入札辞退届（様式D）を提出してください。

- ・ 提出期日：令和7年10月21日（火）午後5時（必着、郵送可）
- ・ 提出場所：第3(8)③に同じ。

第8 入札の無効

次に掲げる(1)～(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 公告及びこの説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3) 指定の入札日時までに到達しなかった者の入札
- (4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5) 伝送をもって送付してきた入札
- (6) 入札書に記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

第9 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札（2回実施、計3回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、

再度入札辞退届（様式 E）を提出してください。

- (3) 落札者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- (5) 再度（2 回目）入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書（様式 C-1、C-2）を提出してください。
- (6) 落札者は、入札終了後速やかに見積積算内訳書（様式 A-2）を提出してください。

第10 契約書作成の要否等

- (1) 落札事業者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、事業者決定の日から 5 日以内（特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。
- (2) 落札事業者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

第11 契約の停止等

本契約に関し、別紙仕様書のとおり実施されない又はその見込みがないと認められるときは、契約を停止し、又は解除する場合があります。

第12 支払い方法について

落札者は、支払い方法について桜井市と協議を行った上で請求を行ってください。
また、桜井市がその支払いの請求を受けたときは、桜井市契約規則で定められている期間内に支払うものとします。

第13 注意事項

- (1) この業務の発注元及び請求書提出先は次のとおりです。
第 3（8）③の記載に同じ。
- (2) 事業者（入札参加事業者並びに業務に関わるすべての事業者）は、当該入札により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。
- (3) 契約業者は、当該契約により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 履行に際しては、桜井市の担当者と十分打合せの上その指示に従ってください。
- (5) 落札者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承

させてはならないものとします。ただし、あらかじめ書面により契約相手方の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

- (6) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

第14 その他

- (1) 入札に当たって、再度入札となる場合がありますので、入札書は3枚用意してください。入札書の記載については、記載例のとおりです。
- (2) 落札者は、詳細仕様、納品時期等について、この説明書及び仕様書の記載内容のほか、事前に桜井市の担当者と協議してください。
- (3) 仕様に関わる質問等については、別紙「質問票」の用紙によりFAXで送付してください。FAXを送信した場合は、下記担当部署まで必ず電話連絡してください。もしFAXがない場合は郵送してください。質問の受付は**令和7年10月16日（木）午後5時まで**とします。回答については、令和7年10月17日（金）までに参加表明時に提出されたメールアドレス宛に送付します。
- (4) 入札説明書及び入札手続に関する質問（各種様式記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。

【担当部署】

照会先：桜井市都市建設部土木課管理係

担 当：嶋岡・島岡

電 話：0744-42-9111（内線 3121, 3122）

F A X：0744-48-3121